

入札説明書

令和2年3月4日に公告した下記契約に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、本書によるものとする。

この入札説明書は、複合機による複写サービス等に関する契約について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うに当たり、関係法令及び本件に関する入札の公告等の規定に基づき、入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 入札に付する事項

(1) 件名

複合機による複写サービス等に関する契約

(2) 複合機の機種及び設置場所

別紙2「複合機の共通仕様書」及び「各課仕様」のとおり

(3) 契約期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日

(4) 予定複写枚数

ア 白黒複写 2,098,365枚

イ カラー複写 629,838枚

(5) 入札執行の日時及び場所

日時 令和3年3月15日（月）午前10時

場所 沖縄県企業局 第3会議室（沖縄県本庁舎12階）

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）第2条の規定に基づく「競争入札参加資格者名簿（有効期間至平成32年9月30日）」に登録された者

(2) 県内に事業所を有し、かつ複合機等を迅速、確実に設置することができ、当該複写サービス等の供給に係る複合機の保守及び消耗品の供給が速やかに対応できる体制を整えている者

3 契約条項

別紙「契約書（案）」のとおり

4 入札説明会は実施しない

5 入札保証に関する事項

別紙「入札保証金説明書」による

6 入札書の記載

(1) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 入札書の内容欄には、日本工業規格A列3版の片面1枚あたりの白黒、カラー複写それぞれの単価と複写予定枚数を乗じて得た合計金額を記載すること。

イ 1枚当たりの単価は、銭単位（小数点以下第2位）までとする。

ウ 入札金額は、上記アの合計金額を記載すること。（消費税を含まない）

エ 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名及び代表者の押印をすること。

オ 代理人をもって入札する場合は、入札書に当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。又、代理人は委任状を持参すること。

7 入札の無効

次の入札は、いずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札

(3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札

(4) 入札書の表記金額を訂正した入札

(5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札

(6) 入札条件に違反した入札

(7) 連合その他不正の行為があった入札

(8) 委任状を持参しない代理人のした入札

(9) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

8 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で、各見積単価に予定複写枚数を乗じて得た金額の合計額が最も低い価格で入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札者がいない場合は直ちに再入札を行う。入札回数は3回（1回目の入札を含む）までとする。

(4) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

9 長期継続契約に関する事項

この入札に係る契約は「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年沖縄県条例第56号）」に基づく長期継続契約であり、翌年度において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は、当該契約の全部又は一部を解除できるものとする。

1 0 入札心得

- (1) 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、一般競争入札仕様書等に関する質問書により令和3年3月11日（木）（必着）までに郵便又は電子メールで説明を求めるものとする。
- (2) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることはできない。
 - ① 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関し不正の行為をした者。
 - ② 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者。
 - ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
 - ⑤ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者。
 - ⑥ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
- (3) 入札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。

ただし、発注者が特にやむを得ない理由があると認めたときは付添人を認めることがある。
- (4) 入札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、入札場所に入場することができない。
- (5) 入札者又はその代理人は、入札書をいったん提出（投函）した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え、又は撤回することはできない。

1 1 入札の取りやめ等

入札者が連合（談合）し、又は不穏な行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときには、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、もしくは取りやめることができる。

1 2 その他

- (1) 入札参加資格申請に係る一切の費用は、申請者の負担とする。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の沖縄県企業局の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) 入札に代理人が参加する場合は、委任状を当日提出するものとする。
- (4) この入札に参加する者は、入札公告及び契約条項等を熟読の上、入札しなければならない。この場合において、入札説明書等に疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。但し、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (5) この入札に関する問い合わせは、沖縄県企業局 総務企画課 総務班
（〒 900-8570 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 電話番号 098-866-2803）に行うこと。